

令和 8 年度 中条まつり臨時露店出店者募集要項

(一般・キッチンカー)

1 「中条まつり臨時露店」の概要

(1) 開設趣旨

一般・キッチンカー区画は、中条まつりの開催に合わせて市内事業者の出店機会を創出し、来場者が楽しめる魅力的な空間を形成することで、まつり全体の賑わい創出を図ることを目的とします。また、市内事業者の PR や来場者との交流の場とすることで、地域の活性化につなげます。

(2) 開設期間

令和 8 年 9 月 4 日 (金) 正午～午後 10 時 00 分
9 月 5 日 (土) 午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分
9 月 6 日 (日) 午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分

(3) 開設者

胎内市 (商工観光課 商工振興係 TEL: 0254-43-6111)

(4) 出店場所

胎内市本町地内 開設者が指定する場所 ※「3 出店区域図」参照
※駐車場については、「胎内市中央公民館」及び「胎内市役所」駐車場 (別紙地図参照) を利用すること。

(5) 適用範囲

本募集要綱は、中条まつりにおける一般露店、キッチンカー、物販に適用する。

(6) 出店費用

間口 2m 及び奥行 1.8m 以内 500 円/日
間口 4m 及び奥行 1.8m 以内 1,000 円/日

2 出店資格

(1) 申請者資格

申請者は、令和 8 年 4 月 1 日 (水) 時点で満 18 歳以上 (高校生不可) の胎内市内に住所・事業所を有する個人・法人に限ります。※使用人の居住制限はありません。

(2) 以下の各号に該当しない者

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)
- (イ) 暴力団等と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)

- (ウ) 暴力団等又は密接関係者が経営等を支配し、又は関与していることが明らかな者
- (エ) 暴力団等又は密接関係者と同一生計にある者
- (オ) 暴力団等又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者
- (カ) その他(ア)から(オ)までに準ずる者

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は出店を認めない。

- (ア) 申請内容に虚偽がある場合
- (イ) 過去の祭事・イベント等において重大な違反行為があった場合
- (ウ) 公序良俗に反する行為を行うおそれがある場合
- (エ) 主催者（開設者）が不適当と判断した場合

(4) その他注意事項

- (ア) 関係法令を遵守できる者であること。
- (イ) 主催者（開設者）、警察、消防、保健所等の指示に従うこと。
- (ウ) 名義貸し又は第三者への営業権譲渡を行わないこと。

3 出店区域図

出店区域は別紙「中条まつり露店出店区域見取り図」を参照のこと。

4 出店条件等

(1) 出店条件

	一般	キッチンカー
出店小間数	10 小間※1	2 区画 (出店車両の種類にかかわらず、1 区画 当たりの間口は 4 m)
販売品目数 (1 店あたり)	1 小間につき 1 品目まで (キッチンカーは、2 品目まで)	
販売品目	・ 食品営業許可等の範囲内で販売できる品目に限る ・ 飲食以外は、物品の販売に限る	

※1 間口 2 m を 1 小間とし、間口 4 m は 2 小間分として取り扱う。

【キッチンカーの場合】

- (ア) 営業に際し、有効な「移動食品営業による食品営業許可」を有していること。

【一般（テント販売等）の場合】

- (ア) 食品を扱う場合は、新発田保健所（胎内市管轄）から必要な「臨時食品営業許可」又は「食品営業許可」を各自で取得すること。

【共通】

- (ア) 出店者は申請者本人であること。
- (イ) テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。
- (ウ) 火気器具等を使用する場合は、初期消火に有効な消火器を1店舗につき1本以上設置すること。消火器は使用可能な状態で、緊急時に直ちに使用できる場所に配置すること。
- (エ) 申請できる品目は、関係法令の範囲内で認められたものに限りします。
- (オ) 許可された区画の一部又は全部を譲渡、貸与（転貸）することは禁止です。
- (カ) 許可証を出店当日に携帯し、主催者（開設者）又は関係機関から提示を求められた場合は速やかに提示すること。
- (キ) 原則として発電機の使用を禁止する。胎内市電気工事共同組合が設置する電源を利用し、同組合が定める使用料を納付すること。
- (ク) 完売等で営業を終了した場合でも、開設時間中は車両の入退場はできません。
- (ケ) 出店者は、原則として開設時間開始から開設時間終了まで営業を継続してください。販売予定数量については十分に確保し、完売等により開設時間内に営業を終了することのないよう努めてください。
- (コ) 開設終了時間までに完売した場合でもテント等は片づけないでください。

5 出店手続き

（１）募集要項・申込開始

出店申請方法

- (ア) 胎内市ホームページ「中条まつり臨時露店の出店者を募集します」から必要な申請書類をダウンロードしてください。
- (イ) 必要事項を記入の上、必要書類一式を胎内市商工観光課へ郵送又は持参にて提出してください。

（２）提出書類

【提出書類（キッチンカー）】

- (ア) 中条まつり仮設店舗設置許可申請書
- (イ) マイナンバーカード又は運転免許証のカラーの写し（許可証添付用）
- (ウ) 移動食品営業による食品営業許可の写し
- (エ) その他、出店品目に応じて開設者が必要とした場合には、個別に指定する書類

【提出書類（一般）】

- (ア) 中条まつり仮設店舗設置許可申請書
- (イ) マイナンバーカード又は運転免許証のカラーの写し（許可証添付用）
- (ウ) （食品を扱う場合）臨時飲食店営業許可証又は食品営業許可証の写し
- (エ) その他、出店品目に応じて開設者が必要とした場合には、個別に指定する書類

※郵送又は持参以外の方法での申し込みは不可とします。

※申込書類を確認し、不備・不足があった場合は受付できない場合がありますので、締切日までの余裕をもって提出してください。

(3) 出店申請書類提出の締切日

令和8年8月5日（水）（※必着）

上記提出期限までに申請書類がそろわない場合、受付できませんのでご注意ください。

(4) 申請書受付処理

開設者において申請内容を確認するとともに、「反社会的勢力」の該当有無を警察署に照会し、出店資格の有無を確認します。

警察署への照会の結果、「該当あり」の場合は、却下とします。

募集数を超える応募があった場合は、抽選等により出店可否を決定します。

(5) 出店説明会・出店区画決定

◆日時・会場：令和8年8月19日（水）午前10時00分～午前11時00分 胎内市役所 5階 501会議室

（ア） 申請者本人が出席してください。

（イ） 申請者が出席できない場合は、申請書に記載された従事者のうち1名を代理人として出席させることができます。その場合は、申請者が記入した委任状を持参のうえ、抽選会に参加してください。

（ウ） 抽選会で当選した場合であっても、虚偽の申請等の理由により出店を許可しない場合があります。

（エ） 欠席の場合は、いかなる理由であっても「棄権」とみなし、出店を許可しません。

（オ） 出店場所は、申請書の受付順にくじ引きを行い、出店区画を選択する順番を決定する。くじ引きで決定した番号順に、出店区画を選択することとします。

(6) 当日受付

◆日時：令和8年9月4日（金）午前10時00分～正午

出店者の本人確認を行いますので申請者本人が受付を行ってください。

※9月4日以外の出店であっても上記日時に受付を行ってください。

◆受付場所：中条まつり実行委員会本部

◆受付内容

（ア） 本人確認

本人確認ができる書類を用意してください（マイナンバーカード、運転免許証など）

（イ） 出店料の納付

※受付終了後、許可証をお渡しします。

6 出店者の遵守事項

(1) 営業に関する事項

（ア） 指定された出店区域を厳守し、区域外には出店しないこと。

（イ） 店舗設置用のロープその他の附属品についても、出店区域外にはみ出さないこと。

（ウ） 開催期間中は山車及び神輿が巡行するため、通行の妨げとならないよう留意すること。

（エ） 区画の譲渡又は転貸を行わないこと。

- (オ) 露店で使用する水については、熊野若宮神社の境内にて水道を設置しています。その他の水道を無断で使用しないこと。
- (カ) 許可された販売品目以外を販売しないこと。
- (キ) 開設時間を遵守すること。
- (ク) 販売は出店場所内のみで行うこと。
- (ケ) 火災・事故により、緊急車両が通行する際は、店舗を移動するなど交通整備に協力すること。

(2) 食品衛生

- (ア) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (イ) 食中毒防止対策を講じること。
- (ウ) 保健所の指示に従うこと。
- (エ) 食品事故等が発生した場合は速やかに主催者（開設者）へ報告すること。

(3) 火気・電気の使用

- (ア) 火気器具と段ボールや油などの可燃物とは安全な距離を確保し、不燃性の台などの上で使用する。
- (イ) 避難の支障とならない位置で使用する。
- (ウ) 可燃性ガス（ガソリン・LP ガス等）などが滞留する恐れのない場所で使用する。
- (エ) ガス器具とガスボンベは適正に接続すること。ホースにひび割れなどの劣化がないこと。
- (オ) 火気器具等を使用する場合は、消防法令に基づき、適切な消火器を1露店につき1本設置すること。
- (カ) 消火器は、使用する火気器具等の種類や周囲の可燃物に適応したものを準備すること。
- (キ) 電気器具を使う場合、タコ足配線をしないこと。
- (ク) 消防署の検査に協力すること。

(4) 安全管理

- (ア) 強風等によるテント飛散防止措置を講じること。
- (イ) 通路を塞がないこと。
- (ウ) 来場者の安全確保に努めること。
- (エ) 事故発生時は直ちに主催者（開設者）へ報告すること。

(5) 環境美化（ごみの搬出・処分）

- (ア) 出店により生じたごみは出店者の責任において適正に処理すること。主催者（開設者）では、ごみの回収を行いません。
- (イ) ごみは各出店者が責任を持って持ち帰ること。主催者（開設者）では来場者用のごみを回収しているが、出店者のごみは絶対に入れないこと。
- (ウ) 廃油、残汁、食品残渣等は公共施設の排水設備、側溝、ごみ箱等へ投棄してはならない。
- (エ) ごみ、粉物、廃油等を道路や側溝、周辺民家の敷地等へ絶対に廃棄しないこと。
- (オ) 営業終了後は出店区画及びその周辺の清掃を行い、原状回復すること。

- (カ) ごみの不法投棄又は清掃不履行が確認された場合は、出店許可の取消し又は次回以降の出店を制限することがある。

(6) 駐車場及び搬入搬出

- (ア) 指定された駐車場を利用すること。
- (イ) 路上駐車及び無断駐車を絶対に行わないこと。
- (ウ) 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車は絶対にしないこと。
- (エ) トイレは、仮設トイレ又は熊野若宮神社境内のトイレを利用すること。銀行、店舗などの周辺施設のトイレは使用しないこと。
- (オ) 搬入搬出は指定された時間内に行うこと。
- (カ) 出店期間中は、交通規制により駐車場・出店区域からの車両の出入りはできない。完売等で営業を終了した場合でも、交通規制中は車両の入退場はできない。

(7) 交通規制について

原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。規制区間及び時間の詳細は別紙「中条まつり露店出店区域見取り図」を参照してください。

(8) 個人情報の取扱い

- (ア) 出店申請により取得した個人情報は、出店審査、運営管理、緊急連絡、関係機関との連携その他運営に必要な範囲で使用する。
- (イ) 出店者は、事故、災害、事件その他緊急対応が必要な場合に限り、主催者（開設者）が警察、消防、保健所その他関係機関へ出店者情報（氏名、住所、連絡先など）を提供することに同意するものとする。

7 責任及び補償

(1) 出店者の責任

- (ア) 出店に伴う事故、苦情等は出店者の責任で対応すること。
- (イ) 第三者へ損害を与えた場合は出店者が賠償責任を負うこと。
- (ウ) PL 保険等への加入に努めること。

(2) 主催者（開設者）の免責

- (ア) 天候、災害その他不可抗力による損害について主催者（開設者）は責任を負わない。
- (イ) 盗難、紛失等について主催者（開設者）は責任を負わない。
- (ウ) 営業機会の損失に対する補償は行わない。

8 出店許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は出店許可を取り消すことができる。

- (1) 本募集要綱に違反した場合
- (2) 虚偽申請が判明した場合
- (3) 関係機関の指示に従わない場合

- (4) 安全管理上問題がある場合
- (5) 反社会的勢力との関係が判明した場合

9 その他

(1) 露店開設の中止について

荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止又は内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

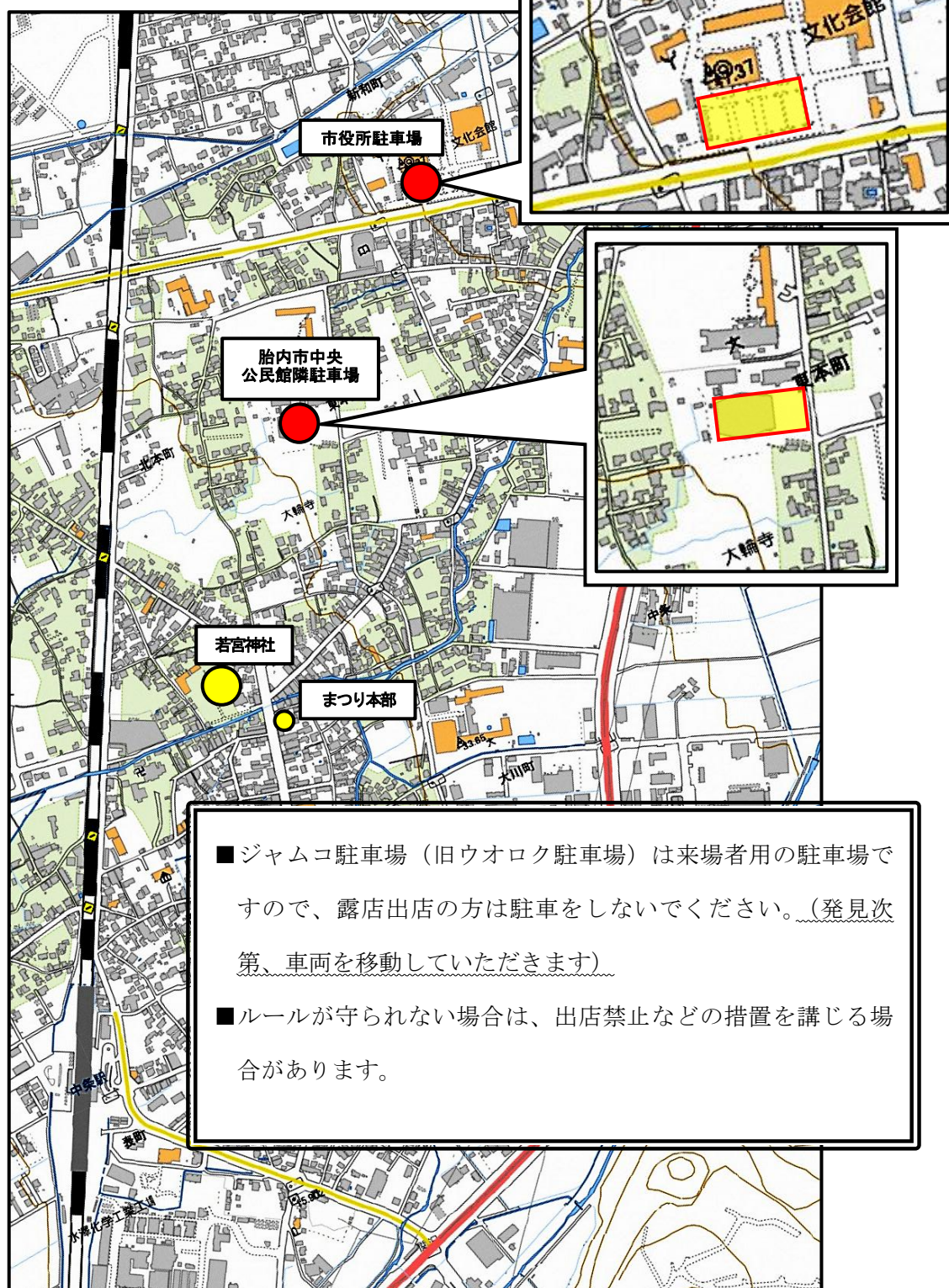
(2) その他

- (ア) 出店を希望する場合は必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに申請をしてください。
- (イ) 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- (ウ) 公序良俗に反する行為は禁止です。
- (エ) 出店に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (オ) 主催者（開設者）及び係員の指示に従うこと。
- (カ) 天幕等を張る際は無断で建物に釘をうったり、ロープを結んだりしないこと。
- (キ) 山車・御輿等の通行の際、邪魔にならないよう注意すること。
- (ク) 本募集要綱に定めのない事項は主催者（開設者）及び係員の指示に従うこと。

10 問合せ・申請書提出先

胎内市役所 商工観光課 商工振興係
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号
TEL：0254-43-6111（代表） 内線 1255

指定駐車場 位置図



中条まつり 露店出店区域見取り図：出店期間 令和8年9月4日(金)～6日(日)

令和8年は海側が歩道上の出店になります

